

**令和7年度
若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業
(全ト協申請受付事務取扱)
のご案内**

公益社団法人奈良県トラック協会

1. 事業趣旨

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、トラックドライバーの高齢化が進行し、トラックドライバー不足の状況が継続している状況に鑑み、若年ドライバー・外国人ドライバー（以下「若年ドライバー等」という。）の採用を支援するため、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて、地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）が新たに運転者として採用した若年ドライバー等の特例教習の受講、準中型免許取得及び外免切替講習の受講について支援を行う。

2. 助成対象

助成の対象となる経費は、次に掲げるいずれかのために指定自動車教習所等で要した費用とする。（交通費、自動車運転免許試験費用等は対象外。）

(1) 特例教習の受講

(2) 準中型免許のうち

①準中型免許の新規取得（以下「準中取得」という。）

②5トン限定準中型免許の限定解除（以下「限定解除」という。）

(3) 外免切替講習の受講（普通免許又は準中型免許に係るものに限る。）

※（2）については、高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和6年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

3. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年1月30日まで

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了する。

4. 助成額

助成金は、事業者が別に定める要件を満たす従業員（奈良県内営業所に所属し、奈良県又は隣接府県〔三重県、京都府、大阪府、和歌山県〕に住所がある者）の、特例教習の受講、準中取得もしくは限定解除又は外免切替講習に係る費用を負担した場合、次に掲げる金額を交付する。

(1) 特例教習の受講 受講費用の1/3（上限10万円）。

(2) 準中型免許のうち

①準中取得 4万円。

②限定解除 2万5千円。

(3) 外免切替講習の受講 受講費用の1/2 (上限4万円)。

上記助成額にかかわらず、1事業者毎に上限を30万円とする。

国、地方自治体又はその他団体（地方ト協を除く）等（以下、国、地方自治体等という。）が実施する助成制度との併用を可能とする。ただし、左記に該当する場合、地方ト協の助成制度を併用することができない。

従業員が個人で負担した費用については、全ト協は助成金を交付しない。

全ト協と国、地方自治体等または地方ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

5. 助成金の申請

助成金の交付を受けようとする事業者は、「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成申請書【事業者→地方ト協】」に必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、地方ト協に提出しなければならない。

6. 助成金の交付

地方ト協は、事業者から申請があった場合には、その内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、全ト協に報告及び助成金の請求をする。

地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者へ交付する。

7. 助成金の返還

全ト協は、次のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

なお、返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

8. 経過措置

本事業については、前年度（令和6年度）に受講または取得した分についても、助成の対象とする。

9. その他

助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

地方ト協の入会金及び初回会費を未納入または、地方ト協会費規程第5条に規定する会費の滞納がある事業者は本助成金の申請をすることができない。

以上

若年ドライバー等確保のための
運転免許取得支援助成事業における助成金交付要件（第4条関係）

1. 特例教習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ①当該事業者が、令和6年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了し、または準中型免許を取得していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

2. 外免切替講習の受講に係る要件

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ①当該運転者が、自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること。
- ②当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
- ③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて運転者として在籍していること。

以上